

松江家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

- 1 日時
平成19年2月8日（木）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員長）西島幸夫
（委員）熱田幹裕，太田雅也，小原千明，水野彰子，山下由紀恵，米田容子
（五十音順敬称略，3名の委員は欠席）
（説明者）松下事務局長，中嶋首席家裁調査官，秋村首席書記官，谷口訟廷管理官，増田主任家裁調査官
（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐
- 4 議事（発言者 委員長，委員，説明者）
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 前回指摘事項に対する説明
総務課長から，次のとおり説明を行った。
裁判員制度の広報について
裁判員制度の環境整備に向けての取組として，法曹三者のトップが山陰合同銀行を訪問し，休暇の整備や参加しやすい職場の環境作りについて働きかけを行った。
裁判員制度の説明ビデオとして，小学生向けの広報ビデオ（13分）が作成されたほか，裁判員制度全国フォーラム用ビデオ3本（7分から12分）も作成された。短時間の説明に利用できる。従来からの広報ビデオと併せて，目的に応じて使っていきたい。
松江市内の各公民館に，「講師派遣は，夜間，休日，祝日も行う」旨の文書を送付し，広報促進に努めた。
今後も効果的な広報を行っていきたい。
 - (3) テーマ「利用しやすい裁判所にするための方策について」
前回に引き続いての意見交換
意見交換に先立ち，成年後見の手續ビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を視聴，その後，秋村首席書記官から成年後見手續の窓口対応について説明
委員から次のような意見があった。
松江家裁の成年後見の申立てはどのような状況か。
制度開始から年々増加している。
今後も申立ては増加すると思われる。申立てを必要とする高齢者は全国に数万人いるとも言われており，そういう申立てが行われるようになると，桁違いに件数が増えるおそれがある。

この手続ビデオは支部にも配布してあるのか。

配布してある。

配偶者等の親族が後見人になる比率はどのくらいか。

90%近い

弁護士，司法書士等が後見人となるのはどのような場合か。

親族間で争いがある場合，親族が遠くにいて後見人としての職務が果たせない場合等である。

認知症の家族がいても，後見の手続を取らずに面倒を見ているような場合も多いと思うが，それは違法行為なのか。

本来は，後見の手続を取ってもらいたいのだが，その手続を取らずに，家族が財産等を管理しているケースは多いだろう。

裁判所は申立てがあってから関わることになる。申立て以前のものには目が届かない。後見事件となつてからは，定期的に後見事務に関する報告を求めたり，調査をする。

後見の申立ては，施設からが多いのか。

施設からの集団申立ては多い。施設に入所する場合の契約あるいは入所後の財産管理のために，本人に判断能力がないと後見人を選任する必要がある。

自宅で認知症の高齢者を介護している家族からの後見の申立ては，ほとんどないのか。

数は少ない。

多少，判断能力が劣っている高齢者を地域の民生委員が面倒を見ているケースがある。財産管理というほどではないが，日常生活の金銭の支払いを助けている。そういうことも本来はしてはいけないことなのか。

近所に身体の不自由な1人暮らしの老人がいて，それを善意で助けることは，人道的な見地から許されることだろう。ただ，本人の財産が多いとか，継続的に支援が必要な場合などは，法的手続を取ることも必要だろう。

社会福祉協議会が権利擁護事業として，そういう方の金銭管理，本人の契約行為等を肩代わりするを行っている。裁判所に後見の申立てがなされるのは，さらにそれより判断力が低い方の場合である。

家裁の事件関係の説明ビデオとしては，これ以外にどんなものがあるのか。

離婚でもめる両親に，子供のことを優先的に考えるよう促す当事者助言用ビデオが昨年配布された。父母の離婚により生ずる不安，心身の変化を子供の視点から捉えた父母教育プログラムのビデオである。また，平成19年4月からの離婚時年金分割制度のビデオも最近送付された。

せっかく良いビデオを作成しているのだから，裁判所のホームページで視聴できるようにしてはどうか。家庭でも手軽にアクセスし，視聴できるような環境を整えることが効果的な広報だろう。

裁判員制度の広報ビデオについては，最高裁の裁判員制度ウェブサイト

視聴できるものもある。

費用はかかるが、5分位の短いROM版を作成し、無料で配布する方法もある。活字を読んでいただく前に、まず、視覚、聴覚に訴えることが効果的である。

(4) テーマ「少年の非行及び再非行の防止について」

ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を視聴、その後、谷口管理官から少年事件の流れについて説明

続いて、中嶋首席家裁調査官、増田主任家裁調査官から少年の再非行防止のための教育的働きかけ、被害者保護及び補導委託制度について説明

委員から次のような意見があった。

少年の再非行防止には、地域社会の連携が重要である。

補導委託先として、松江市内の事業所は登録されていないのか。

登録されていない。

補導委託先はどうやって開拓しているのか。

関係機関にパンフレットを配布したりしているが、なかなか委託先が見つからない。保護観察所の方では協力雇用主ということで少年の働き先を開拓している。少年事件で、少年に付き添って来られた雇い主の方に受託者としてふさわしい方がいれば、補導委託の制度を紹介することもある。

各裁判所が開拓した補導委託先を、相互に利用することもある。少年にとっては、地元の委託先より、むしろ離れた場所の委託先がよいこともある。

既に補導委託先として登録している受託者からの紹介もある。昨年からは、自宅から通所しながらの補導委託ができることになった。

少年の個人情報を補導委託先にどの程度伝えているのか。

両親の名前、連絡先、簡単な非行内容を伝えている。

集団講習の場合に、少年のプライバシーにはどの程度配慮しているのか。

少年に番号札を渡し、番号で呼ぶ方法で行っている。また、同じ学校の少年と一緒に参加させないように配慮している。

更生保護会は、どのように関わっているのか。

更生保護会の施設は仮出所した成人が9割近くであり、少年枠に空きがあった場合をお願いしている。

弁護士が付添人として関わった場合も、少年の就職先を探すのに苦労することが多い。

補導委託は、裁判所の管理下にあり、裁判所と委託先が連絡、協力しながら少年の生活指導をしていくが、補導委託によらず、就職先を探して、そこで少年の社会への適応を図っていくということもある。そういう事業所があれば紹介いただきたい。

補導委託先をむやみに広げればよいということではなく、委託先としてふさわしいかどうかは慎重にチェックしなければならない。

補導委託先では，受託者家族の温かみに触れ，本来の家族のあり方を知ることで，少年の親子関係を修復することができる。

事件を扱って感じてもらうことだが，少年に対して説諭する以上に，少年の親自身が考えてほしいと思うことが多い。

親子合宿に参加するのは，どういう少年か。

試験観察中の少年を対象としており，その中でも親子関係に問題があると思われる少年と親に参加を呼びかけている。ただ，呼びかけても参加しない親にこそ参加してもらいたいのだが，どのように働きかけていくのか今後の課題である。

何組の参加があったのか。

4組である。今回は呼びかけた親子は全員参加してくれた。

経費の負担はどうなっているのか。

少年については，国からの補導委託費で賄う。保護者については自費であるが，実費程度で賄えるよう配慮しており負担は少ない。

家庭裁判所は，事件として送致されてから関わることになる。最初の非行をどう防止するかについては具体的に取組めない。ただ，地域，学校との連携において家庭裁判所として何かできることはあるかもしれない。

一昨年，小学校のPTAの会合で調査官が子育てに関する講演を行った。そういった講演の中で，家庭裁判所の持っている知識，情報を地域，学校に伝え，少年の非行防止に協力できればと思う。

(5) 次回テーマの選定

「離婚と子の福祉」が選定された。

(6) 次回開催日時

今回は，平成19年5月29日（火）午後1時30分から4時の予定で開催されることになった。

